

1 子どもたちへの接し方

- ① 子どもたちは家庭では体験できない農村での日常生活を学習するために体験しているため、お客さん扱いせず、叱るべきところはきちんと叱るなど、子どもたちの行動に過度に干渉することなく、しかしそれと同時に常に行動を見守るよう努める。
- ② 夕食後には団らんや語りの時間を設けるなど、コミュニケーションを図るための時間を作るよう努める。また、多感な時期を迎えつつあることも考慮し、必要に応じて同性同士での相談ができるように努める。
- ③ 特に夜間は、子どもたちの自由行動に気をつけて、目の届く範囲内で行動させる。早朝に家や宿泊先の周辺を散策する時にも一緒について行ったり、危険個所の説明を行うなど十分な目配りに努める。
- ④ 子どもたちは、はじめは緊張していても、徐々に慣れてくると気のゆるみから事故が起こりやすくなるため、特に滞在期間の中盤から後半にかけては子どもたちに注意喚起をするなどし、一定の緊張感を保てるよう接する。

2 滞在中全般

- ① 受入時にはまず、家の中の危険個所や事故を防ぐための注意点を子どもたちにきちんと説明し、理解してもらうようにする。
特に、地震や火事などの非常時には安全に屋外に脱出できるように、非難経路などの案内を行うようにする。また、非難経路には、家具や荷物などが通路を遮ってないよう、日頃から整理しておく。
- ② 安全対策や緊急連絡先などを紙に書いて目の付くところに掲示する。
- ③ 受入時の万が一の不審者侵入に備え、できるだけ施錠する。
- ④ 子どもたちの目の前では喫煙は出来るだけ避け、節度ある飲酒に努める。また、子どもたちの誤飲を避けるため、たばこや酒類の管理に気をつける。

3 火災対策

- ① たばこ
ライターやマッチなどは、子どもたちの手の届かないところに保管する。また、寝たばこによる火事も十分に注意する。
- ② ストーブなど暖房機器
子どもたちのいたずらや不燃による一酸化炭素中毒に注意する。また、ストーブの転倒防止に注意し、寝る前には必ず消火する。
- ③ ガスコンロなどの厨房機器、調理用コンロ

コンロを使用する際は料理の進み具合などを確認し、火の取扱いを適度に管理する。

④ ゴミなどの燃えやすいもの

放火を防止するため家庭の周辺には燃えやすいゴミなどを放置しないようにする。

⑤ 消火器、住宅用火災警報機の設置

もし、火災が発生した時のために、消火器を設置しておいたほうがよい。なお、住宅用火災警報器については、消防法などにより新築住宅は平成18年6月1日から既存住宅は平成23年5月31日までに全ての住宅において設置しなければならないことになっているため、受入農家などにおいては、子どもたちの安全確保のため、できるだけ早期に設置するようにしてください。

⑥ 火災発生時の対応

まず「火事だー！」と大声で子どもたちや周辺の者に知らせ、消防署に通報する。

状況に応じ、初期消火や非難誘導に努める。

4 食事

① 子どもたちを含め、お客様に食事を提供する業務を行う場合には食品衛生法の適用を受け「飲食店営業」の許可を受ける必要があります。郡山市での受入れとしては学校教育の一環のため、調理はもちろん後片付けにも参加させる。

② 特別なごちそうにする必要ありません。普段の食事メニューでかまいません。

③ 受入れ農家側、子どもたちともに調理の前には必ず石けんを用いて手洗いを徹底する。また、使用する食器も定期的に消毒するなどして衛生管理に留意する。

④ 食材は加熱調理を基本とする。

⑤ 使用する食材の管理については冷蔵、冷凍に十分に注意し、日数が経って質が劣化しているものは使用しない。

⑥ 子どもたちには、食物アレルギーをもっている児童がいるので、事前に受け入れる子どもたちの食物アレルギーの有無を確認しておき、食材の選定には気をつける。なお、食材だけでなく原材料にも注意する。

※事前に子どもたちに確認したアレルギーの有無などが記載されてある情報カードを事務局より受入者に連絡し、アレルギーに関しての情報提供や案内を致しますので、それらを踏まえ十分に気をつけてください。

(参考) 食物アレルギーの特定原材料

特定原材料	卵、乳、小麦、そば、ピーナッツ、エビ、カニ
特定原材料に準ずるもの	魚介類：アワビ、イカ、イクラ、サケ、サバ 肉 類：牛肉、鶏肉、豚肉 果実類：オレンジ、キウイ、クルミ、もも、りんご、バナナ その他：ゴマ、大豆、マツタケ、山芋、ゼラチン

5 体験内容

- ① 農作業体験など屋外の体験学習においては、下記のような危険がありますので、子どもたちに対して、道具などの安全な使用方法などや体験場所周辺の危険箇所、危険行為などを事前に説明し、十分理解させた上で体験させるとともに、下記のような危険に対して事前に理解・把握しておく。

自然環境の危険	気象	気温変動、大雨、河川の増水、強風、落雷、雪崩などの危険
	地形	山崩れ、落石、危険な急傾斜など
	動植物	ハチ、毒ヘビ、ケムシ、ウルシなど
	水	水深、急流、渦など
身体的な危険	病気	伝染性病原体や寄生性病原体による疾病、食中毒、その他の疾病
	ケガ	滑る、転ぶ、ぶつかる、落ちるなど
人為的な危険	対人	児童どうしの喧嘩など
	対物	刃物や火、道具の使い方のミス、交通事故
	主催者	指導者の過失、無理な計画、技術不足の指導者による事故

- ② 慣れない環境にいると調子を崩しやすいので、子どもたちの体調にあわせた体験をさせる。もし、子どもたちの体調が悪くまたは、体力がないと判断し体験への参加が困難であると認められる場合は、子どもたちに十分説明して体験を中止し、他の体験に切り替えるなどの対応をする。
- ③ 屋外での体験学習については、悪天候などにより、予定していた体験を実施できない場合も想定されますが、その際の対応などについては事務局の指示に従う。また、体験学習の突然の荒天については、安全な場所

への子どもたちの誘導を最優先し、想定される危険の回避をした後、事務局に連絡をする。

- ④ 子どもたちの具合が悪くなった場合に備えて最低限の装備を準備しておく。なお、内服薬の投薬については、事務局、または引率の先生に確認してから行うようにする。(医療行為とみなされる場合があるので、確認なしに投与はしない)

(ア)アレルギーの子どもたちについてのエピペン(アナフィラキシーを引き起こした際の応急処置として、そのおそれのある子どもたちが携帯する注射)などの注射については絶対に行わないこと。

【準備しておくよいもの】

- ① 救急セット：三角巾、消毒液、包帯、脱脂綿、トゲ抜きなど
- ② 内服薬各種：下痢止め、鎮痛剤など
- ③ 通信機器：携帯電話、無線機など

6 緊急時の連絡体制の確立

事故(緊急事態)が発生した際、受入農家などは、直ちに事務局に連絡し、「いつ、どこで、誰が、どうした」という事故状況を的確に報告する必要がある。これにより、関係機関などへの連絡を速やかにでき、事故状況に応じた対処の手配・協力を得ることができる。

- ① 緊急時には、引率の先生たちと子どもたちが滞在する各農家、宿泊先との間ですぐに連絡がとれるよう、携帯電話などを活用して連絡網を構築しておく。
- ② 協議会より「緊急時の連絡体制」を配布しますので、慌てることなく直ぐに対応できるよう、見える所に張っておいてください。

7 事故発生時の処置

十分な事故防止方策をとっていても、事故が発生することもありえるため非常時を想定した確認を日頃から心がけるようにしてください。

① 迅速・的確な処置

発見者は直ちに事務局に連絡する。事故が発生した場合、被害者に対する措置を最優先し、程度に応じて人命救助、健康保全のための必要・適切な措置をとる。

② 医療処理

医療処置が必要な場合は、医療機関に場所や状況を伝え、応急処置の指示を仰ぐ。素人判断で勝手な処置を行うことは危険なため、行わない。

状況によっては、消防署、警察署、保健所などへ報告すると共に被害者の家族に知らせる。

③ 児童への声かけ

子どもたちによっては具合が悪くても受入先の家族に相談しづらくて黙っているケースも考えられるため、子どもたちの様子には常に気を配り、こまめに声かけを行うようにする。また、症状が軽度と思われても安易に判断せず、受入れ本部と相談するなどして、組織全体で対応する。

8 その他

① 子どもたちへの受入れや集合場所への送迎で自家用車などを使用する場合には、道路交通法を遵守し、交通事故を起こさないように努める。

② 軽トラックや耕運機の荷台に子どもたちを乗せて移動する行為は、道路交通法違反になるため、絶対に行わない。

※万が一、その行為で事故が起きた場合、不法行為であるため損害保険に加入していても保険金が支払われない可能性が高い。